

青森市斎場整備運営等事業 入札説明書 新旧対照表

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	新	旧
1	9	第3	11	1)		関係法令等の遵守	<p>1 1. 関係法令等の遵守 本事業を実施するにあたり、次の法令等を遵守することとする。 また、関係法令、条例、規則、要綱、基準、指針等は最新版を適用することとする。</p> <p>1) 法令等（法律にあっては、その法律に基づく政令、省令及び告示等を含む。また条例の場合にあっては、その条例に基づく規則及び告示等を含む。）</p> <p>(略)</p> <p>・<u>個人情報保護法</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 1. 関係法令等の遵守 本事業を実施するにあたり、次の法令等を遵守することとする。 また、関係法令、条例、規則、要綱、基準、指針等は最新版を適用することとする。</p> <p>1) 法令等（法律にあっては、その法律に基づく政令、省令及び告示等を含む。また条例の場合にあっては、その条例に基づく規則及び告示等を含む。）</p> <p>(略)</p> <p>・青森市個人情報保護条例</p> <p>(略)</p>
2	23	第4	6	4)	⑤	SPCの設立	<p>S P Cの定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い<u>監査役</u>の設置を定めること。<u>本事業契約の締結日以降、本事業契約の終了に至るまで、各事業年度末日より3か月以内に、監査済計算書類（会社法第435条第2項に規定される計算書類及びそれらの附属明細書をいう。）を青森市に提出すること。</u></p>	<p>S P Cの定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を青森市に提出すること。</p>
3	36	別紙3	1			サービス購入料C	<ul style="list-style-type: none"> ・現斎場維持管理・運営費に係る費用のうち、以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務に係る費用 ・運営業務に係る費用 ・<u>燃料費・光熱水費（火葬炉燃料に係る燃料費及び光熱水費を除く）</u> ・浪岡斎園維持管理・運営費に係る費用のうち、以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務に係る費用 ・運営業務に係る費用 ・<u>燃料費・光熱水費（火葬炉燃料に係る燃料費及び光熱水費を除く）</u> ・新斎場維持管理・運営費に係る費用のうち、以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務に係る費用 ・運営業務に係る費用 ・<u>燃料費・光熱水費（火葬炉燃料に係る燃料費及び光熱水費を除く）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・現斎場維持管理・運営費に係る費用のうち、以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務に係る費用 ・運営業務に係る費用 ・浪岡斎園維持管理・運営費に係る費用のうち、以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務に係る費用 ・運営業務に係る費用 ・新斎場維持管理・運営費に係る費用のうち、以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務に係る費用 ・運営業務に係る費用
4	38	別紙3	2			サービス購入料E	<p>支払回数は令和6年度第1四半期分を第1回とし、以降四半期ごとで年4回、令和27年度第4四半期を最終回として計88回とする。</p> <p>1回当たりに支払う費用は、燃料費及び光熱水費（電気、水道、ガス、液体燃料）のうち、火葬炉燃料に係る費用（電気と灯油）の実費（電気等の供給事業者の請求書における一般的に従量料金と呼ばれている部分について、火葬炉以外の本施設に関する部分と、使用量に基づき案分して算出したもの）を支払う。</p> <p><u>（なお以降、削除）</u></p>	<p>支払回数は令和6年度第1四半期分を第1回とし、以降四半期ごとで年4回、令和27年度第4四半期を最終回として計88回とする。</p> <p>1回当たりに支払う費用は、燃料費及び光熱水費（電気、水道、ガス、液体燃料）のうち、火葬炉燃料に係る費用（電気と灯油）の実費（電気等の供給事業者の請求書における一般的に従量料金と呼ばれている部分について、火葬炉以外の本施設に関する部分と、使用量に基づき案分して算出したもの）を支払う。</p> <p>なお、火葬炉燃料に係る費用以外の本施設に関する水道料金、電気料金及びガス料金については、事業者の負担とする。</p>
5	40	別紙3	3	②	オ	サービス購入料Eの改定	<p>オ サービス購入料Eの改定 サービス購入料Eの改定は行わない。</p> <p><u>なお、サービス購入料Eの提案金額からの差額については、市と精算するものとする。具体的な精算方法及び精算時期については、協議により決定するものとする。</u></p>	<p>オ サービス購入料Eの改定 サービス購入料Eの改定は行わない。</p>